

日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する
海外在留邦人等の皆様へのお知らせ

更新日：2023年2月28日

2021年8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象に、ワクチン接種事業を実施中ですが、**本事業は、予定どおり2023年3月で終了します。**最終接種実施日は、羽田空港接種会場は3月28日（火）、成田空港第一ターミナル接種会場は3月27日（月）、成田空港第二ターミナルは3月29日（水）です。本事業での接種を希望される方は、早めのご予約をお願いいたします。

本事業では、初回接種（1回目・2回目接種）、追加接種、小児接種（5歳～11歳）、小児追加接種を行っています。

※12月1日より、追加接種については、基本的にオミクロン株対応2価ワクチン等による接種に変更されます。1人1回限り受けることができます。

●使用ワクチンは以下の通りです：

- ・ファイザーのオミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田のワクチン（ノババックス）

この事業によるワクチン接種の予約については、以下の特設サイトを通じたインターネット上で予約を受付中です。（特設サイトは、3月31日で閉鎖いたします）

特設サイトURL：<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

よくある質問はこちら：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine_QA.html

接種を希望される方は、以下の事業詳細及び留意事項等を事前によくご確認ください。なお、以下の内容は今後変更があり得ますので、実際の予約の際は特設サイトの注意事項等を改めてご確認ください。また、接種完了時に申請に応じて会場の本事業実施分の接種証明書(日英並記)を交付することが可能です(なお、二次元コード(QRコード)には対応していません。詳細は以下「9 接種記録書、接種証明書」をご参照ください)。

※本事業における新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの表記については以下のとおりとします。

ファイザーのワクチン：ファイザー

モデルナのワクチン：モデルナ

アストラゼネカのワクチン（インド血清研究所のコビシールドについても、本事業では同一のものとして扱います。）：アストラゼネカ（コビシールドを含む）

ノババックスのワクチン（インド血清研究所のコボバックスについても、本事業では同一のものとして扱います。）：ノババックス（コボバックスを含む）

ヤンセンのワクチン：ヤンセン

バーラト・バイオテックのワクチン：バーラト・バイオテック（コバクシン）

ファイザーの小児用ワクチン：小児用ファイザー

1 追加接種（「令和4年秋開始接種」）

※1人1回限り受けることができます。

（1）オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5対応型（ファイザー社））

接種対象者は以下を全て満たす方全員です：

ア 12歳以上の方

イ 従来型1価ワクチンによる追加接種（3回目又は4回目）の実施の有無にかかわらず、初回接種（1回目・2回目）が完了している方（※1）

ウ 前回の接種から、下記の一定期間が経過した方

3か月以上（※2）

（※1）当事業においては、次の方が該当です。ただし、日本で薬事承認されている用法・用量でワクチン（※3）を接種している場合に限りです。

（ア）国内において（地方自治体等による）初回接種を完了した方

（イ）当事業で初回接種を完了した方

（ウ）在日米軍従業員接種で初回接種を完了した方

（エ）製薬メーカーの治験等で初回接種を完了した方

（オ）海外で初回接種を完了した方

（注）ヤンセンファーマ社のワクチンにおける初回接種の回数は1回です。海外で1回接種を受けている場合、日本では初回接種が完了しているものとみなします。

（※2）「3か月以上」とは、前回接種を行った日の3か月後の同日から接種が可能になるという趣旨です。

（例）4月1日に前回の接種をした場合⇒7月1日からオミクロン株対応ワクチン接種可能

（※3）初回接種において「日本で薬事承認されているワクチン」とはファイザー（従来型1価ワクチンに限る。）、モデルナ（従来型1価格ワクチンに限る。）、アストラゼネカ（コビシールドを含

む。）、武田（ノババックス）（コボバックスを含む。）及びヤンセン（ヤンセンの場合は1回接種）。日本で薬事承認されているワクチンと同一のものとして取り扱う海外製ワクチンはこちら（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html#overseas）です。

エ 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細は[こちら](#)））。

オ 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

※国内承認済み、未承認を含めた全ての新型コロナウイルス・ワクチンの接種に関する申告及び記録の提示（接種証明書、接種記録カード等）が必要です。接種会場にて、接種記録の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

（2）ノババックス（武田社）

（注）

- 令和4年秋開始接種（国内において本年9月20日から実施を開始した追加接種）においては、基本的にはオミクロン株対応2価ワクチンがおすすめされていますが、何らの理由で他のワクチンでの接種を希望される方については、対象者であればノババックスの接種を受けていただけます。
- なお、ノババックスを接種した方については、同接種の後に、オミクロン株対応2価ワクチンを接種することができなくなります。また、同様に、ノババックスを接種した方が、その後再度ノババックスを接種することもできなくなります。（ただし、ノババックスを11月7日以前に受けた方は、オミクロン株対応2価ワクチン又はノババックスを接種できます。）

接種対象者は以下を全て満たす方全員です：

ア 18歳以上の方

イ 追加接種（3回目又は4回目）の実施の有無にかかわらず、少なくとも日本国内で初回接種（1回目・2回目）が完了している方（※1）

ウ 前回の接種から、下記の一定期間が経過した方

6か月以上（※2）

(※1) 当事業においては、次の方が該当です。ただし、日本で該当する回の接種について薬事承認されているワクチン(※3)を接種している場合に限りです。

(ア) 国内において(地方自治体等による)初回接種を完了した方

(イ) 当事業(海外在留邦人等向け新型コロナウイルス・ワクチン接種で初回接種を完了した方

(ウ) 在日米軍従業員接種で初回接種を完了した方

(エ) 製薬メーカーの治験等で初回接種を完了した方

(オ) 海外で初回接種を完了した方

(注) ヤンセンファーマ社のワクチンにおける初回接種の回数は1回です。海外で1回接種を受けている場合、日本では初回接種が完了しているものとみなします。

(※2) 「6か月以上」とは、前回接種を行った日の6か月後の同日から接種が可能になるという趣旨です。接種間隔を満たしていない場合は接種できませんので、接種間隔を満たしているかを必ずご確認ください。

(※3) 初回接種においては「日本で薬事承認されているワクチン」とはファイザー、モデルナ、アストラゼネカ(コビシールドを含む)、ノババックス(コボバックスを含む)、ヤンセン(ヤンセンの場合は1回接種)。日本で薬事承認されているワクチンと同一のものとして取り扱う海外製ワクチンはこちら

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html#overseas) です。

エ 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可(みなし再入国許可を含む。)により再入国する外国人の一部(対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者(在留資格の詳細は[こちら](#)))。

オ 日本国内に住民票を有していない方(転出届を提出済みの方)

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した(する)方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

※国内承認済み、未承認を含めた全ての新型コロナウイルス・ワクチンの接種に関する申告及び記録の提示(接種証明書、接種記録カード等)が必要です。接種会場にて、接種記録の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

2 1の追加接種（「令和4年秋開始接種」）以外の接種

（1）初回接種

※7月30日実施分の接種より、ノババックスによる初回接種の対象年齢は「満12歳以上」に引き下げられます。

ア 使用するワクチン：ファイザー、ノババックス

イ 接種対象者

以下の全ての条件を満たす方が対象者となります。

（ア） 居住地におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細は[こちら](#)））

（イ） 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

（ウ） 接種を受ける時点で満12歳以上の方

※日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチンである、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンを接種しておらず、「それ以外」のワクチンのみを接種している方は、3回目接種ではなく、初回接種（1回目・2回目接種）の対象となります。

※基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けていただくこととなりますが、本事業が3月で終了することを踏まえ、2月28日より、1回目接種のみの予約も可能となります。

バーラト・バイオテック（コバクシン）を2回接種済みの方については、初回接種（1回目・2回目接種）の対象となりますが、本事業で1回目の接種後に接種証明書の発行を希望する場合は、1回分の接種証明書を発行します。

（ファイザー又はノババックスの2回目のみの接種について）

上記2（1）イの条件に加え、既に居住地でファイザー又はノババックス（コボバックスを含む）を1回接種しており、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する場合、本事業でファイザー又はノババックス（1回目と同じワクチン）の2回目接種を受けることが可能です。

※接種会場にて、既にファイザー又はノババックス（コボバックスを含む）の1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

（異なるワクチンの接種について）

居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを接種済みであるなどの理由により、本事業において、初回接種（1回目・2回目接種）として異なるワクチンを接種することを希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、ご自身の判断により医師と御相談の上で接種していただくこととなります。予診の結果、異なるワクチンの接種が認められないケースもありますので、予め御承知おきください。また初回接種（1回目・2回目接種）における異なるワクチンの接種の場合は、接種間隔は**27日以上**必要とされています。

なお、居住地でファイザー又はノババックス（コボバックスを含む）のいずれかのワクチンを1回接種済みである方は、医師の医学的見地から1回目と同一のワクチンを接種することが困難と判断された等の特段の事情がない限り、原則、本事業での2回目の接種も同じワクチンを接種していただくこととなります。

（2）小児接種（追加接種含む）

※小児接種（5歳～11歳）については、接種に際して予診票に保護者（親権者または後見人）の署名を記入するとともに、予診・接種に同席ができる保護者の同伴が必要です。

ア 使用するワクチン：小児用ファイザー

※初回接種の接種回数は12歳以上と同様、3週間の間隔で2回接種します。

※本事業では、小児（5歳～11歳）には小児用ファイザーのみを使用し、他のメーカーのワクチン接種は実施していません。

イ 接種対象者

以下の全ての条件を満たす方が対象者となります。

（ア） 居住地におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細は[こちら](#)））

（イ） 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

（ウ） ①初回接種（1・2回目接種）接種時点で満5歳～11歳の方

②3回目接種 3回目の接種時点で満5歳～11歳の方

※1回目の接種後、2回目の接種前に満12歳を迎えた場合は、1回目の接種時の年齢に基づき、2回目も1回目と同じ小児用ファイザーを接種します。

※1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種します。この場合は「1（1）オミクロン株対応2価ワクチン（BA.4-5対応型（ファイザー社））」の項目を参照いただき、12歳以上の接種枠で予約をお願いします。

※小児接種3回目接種の対象者は、2回目の接種から5か月以上が経過した方となります。

ウ 接種当日のご注意

(ア) 予診票に保護者（親権者または後見人）の署名を記入するとともに、予診・接種に同席ができる保護者の同伴が必要です。いずれかを満たしていない場合は接種できませんのでご注意ください。

※保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、お子様の健康状態を普段から熟知する親族等で適切な方が、保護者から委任を受けて同伴することが可能です。

(イ) 未就学児の接種履歴を母子健康手帳で管理している場合には、接種当日は可能な限り、母子健康手帳の持参をお願いします。

※基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けていただくこととなりますが、本事業が3月で終了することを踏まえ、2月28日より、1回目接種のみの予約も可能となります。

(小児用ファイザーの2回目だけの接種について)

上記の条件に加え、既に居住地で小児用ファイザーを1回接種しており、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する場合、本事業で小児用ファイザーの2回目接種のみを受けることが可能です。

※接種会場にて、既に小児用ファイザーの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。1回目接種を終えていることを示す書類の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

(異なるワクチンを接種済みの場合について)

居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを接種済みの小児に対して、本事業において、小児用ファイザーの接種を希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、ご自身及び保護者の判断により医師と御相談の上で接種していただくこととなります。予診の結果、ワクチン接種が認められないケースもありますので、予め御承知おきください。

(3) 従来型ワクチンによる追加接種

(注)

2022年12月1日より、当事業における追加接種に使用されるワクチンのうちファイザーのワクチンについては、1のとおり、オミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)に変更されています。

なお、オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を希望しない場合におかれましては、受付又は予診の際にご相談ください。その際、武田のノババックス(水曜・土曜のみ実施)の接種又はファイザーの従来型1価ワクチンに切り替えることも考えられます。下記はファイザーの従来株1価ワクチンに切り替える場合の要件を記載しています。

ア 従来型ワクチンの接種が4回目(初回接種としてヤンセンを接種した場合は3回目)となる場合

※接種対象者が限定されていますのでご注意ください。対象者以外は接種できません。

※使用するワクチン：ファイザー

(ア) 接種対象者

日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチン（※）で3回目接種を受けてから3か月以上が経過した方で、以下①～③のすべての条件を満たす方が対象者となります。なお、接種間隔を満たしていない場合は接種できませんので、特に本事業で3回目接種を受けた方は、接種間隔を満たしているかを必ずご確認ください。

※ 初回接種（1・2回目接種）においてはファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、武田（ノババックス）（コボバックスを含む）、ヤンセン（ヤンセンの場合は1回接種）が、3回目接種においてはファイザー、モデルナ、ノババックス（コボバックスを含む）及びヤンセン（2回接種）が該当。

① 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細は[こちら](#)））。

② 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

③ 以下（a）または（b）のいずれかに該当する方

a: 60歳以上の方

b: 18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方及び新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方（※）

（※）詳細については、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

・基礎疾患を有する者の範囲

https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/uploads/220325_0098.pdf

※接種予約に際し基礎疾患等の有無の事前申告は不要ですが、基礎疾患等で医療機関を受診している方や、事前に相談できる医療機関のある方は、4回目接種について、その医療機関の医師にご相談ください。事前に相談できる医療機関のない方は、接種会場の予診の際にご相談ください。ま

た、接種当日は、可能な限り医師の診断書や処方箋等をお持ちください。なお、当日医師の間診の結果、接種が受けられない場合もありますのでご了承ください。

※国内承認済み、未承認を含めた全ての新型コロナウイルス・ワクチンの接種に関する申告及び記録の提示（接種証明書、接種記録カード等）が必要です。接種会場にて、接種記録の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

※「3か月以上」とは、3回目接種を行った日の3か月後の同日から4回目接種が可能になるという趣旨です。

(例) 4月1日に3回目接種をした場合⇒7月1日から4回目接種可能

イ 従来型ワクチンの接種が3回目（初回接種としてヤンセンを接種した方は2回目）となる場合
(注：5歳～11歳の小児については「2（2）小児接種」をご覧ください。)

※使用するワクチン：ファイザー、ノババックス

※3回目接種に使用するワクチンによって、接種対象年齢及び2回目接種からの接種間隔が異なりますのでご注意ください。

(ア) 接種対象者

以下のすべての条件を満たす方が対象者となります。

- ① 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により再入国する外国人の一部（対象となるのは入管特例法上の特別永住者及び入管法別表第二で定められる在留資格保持者（在留資格の詳細は[こちら](#)））。
- ② 日本国内に住民票を有していない方（転出届を提出済みの方）

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。住民票を有する方や転入届を提出した（する）方については、各自自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

③ファイザー：接種を受ける時点で満12歳以上の方

武田（ノババックス）：接種を受ける時点で満18歳以上の方

④ 日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチンである、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンのいずれかのワクチンで初回接種（1回目・2回目接種、ヤンセンの場合は1回接種）を受けた方で、「ファイザー」の3回目接種を受ける場合は2回目接種（ヤンセンの場合は1回接種）を受けてから「3か月以上」が経過している方、「ノババックス」の接種を受ける場合は2回目接種（ヤンセンの場合は1回接種）を受けてから「6か月以上」が経過している方。なお、バーラト・バイオテック（コバクシン）を2回接種済みの方については、初回接種（1回目・2回目接種）の対象となりますが、本事業で1回目の接種後に接種証明書の発行を希望する場合は、1回分の接種証明書を発行します。

※「3か月以上」とは、2回目接種を行った日の3か月後の同日から3回目接種が可能になるという趣旨です（例1）。ただし、3か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から3回目接種が可能となります（例2）。「6か月以上」の場合も考え方は同様です。

（例1）8月1日に2回目接種をした場合⇒11月1日から3回目接種可能

（例2）8月31日に2回目接種をした場合⇒12月1日から3回目接種可能

※日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチンである、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンを接種しておらず、「それ以外」のワクチンのみを接種している方は、3回目接種ではなく、初回接種（1回目・2回目接種）の対象となります。

※国内承認済み、未承認を含めた全ての新型コロナウイルス・ワクチンの接種に関する申告及び記録の提示（接種証明書、接種記録カード等）が必要です。接種会場にて、接種記録の提示がない場合、ワクチンの種類や接種間隔を確認できないため、接種をお断りいたしますのでご注意ください。

3 接種が受けられる期間

海外在留邦人向けワクチン接種事業は、予定どおり2023年3月で終了します。最終接種実施日は、羽田空港接種会場は3月28日（火）、成田空港第一ターミナル接種会場は3月27日（月）、成田空港第二ターミナルは3月29日（水）です。

4 接種が受けられる場所・接種実施日・時間

（1）接種場所

成田空港と羽田空港の入国後のターミナル内一般エリアに設置される以下の特設会場において接種を実施します（1～4回目を異なる会場で接種を受けることも可能です。）。

- 0 羽田空港国際線（第3）ターミナル会場
- 0 成田空港第1ターミナル会場
- 0 成田空港第2ターミナル会場

（2）接種実施日

○ファイザー及びオミクロン株対応ファイザー（BA. 4-5）【初回（1回目・2回目）接種、追加接種】

（注：5歳から11歳の小児については小児用ファイザーを参照ください。）

- 羽田空港国際線（第3）ターミナル： 週5日（月・火・木・金・土）
- 成田空港第1ターミナル： 週2日（月・土）
- 成田空港第2ターミナル： 週2日（水・金）

○ノババックス 【初回（1回目・2回目）接種、追加接種】

- 羽田空港国際線（第3）ターミナル： 週1日（土）
- 成田空港第1ターミナル： 週1日（土）
- 成田空港第2ターミナル： 週1日（水）

○小児用ファイザー 【小児接種（5歳～11歳）】

- 羽田空港国際線（第3）ターミナル： 週1日（木）
- 成田空港第1ターミナル： 週1日（月）
- 成田空港第2ターミナル： 週1日（金）

※11歳以下と12歳以上では、接種するワクチンの種類が異なるため、上記指定日以外は小児接種を実施していません。なお、1回目の小児接種を受けた後、2回目の接種前に満12歳を迎えた場合には、1回目の接種時の年齢に基づき、2回目も1回目と同じ小児用のワクチンを接種します。

※1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種します。この場合は「1（1）オミクロン株対応2価ワクチン（BA. 4-5対応型（ファイザー社）」を参照いただき、12歳以上の接種枠で予約をお願いします。

（3）接種時間帯

接種時間帯は、午前10時～午後1時及び午後2時～午後5時です。

なお、入国の各手続きに長時間を要するケースもあることから、到着日に接種を希望される場合には、以下の時間を目安に予約を行ってください。

水際対策で有効と認められるワクチン接種証明書又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書（※）のいずれかをお持ちの方

→**一定刻の到着時刻が午後2時までの場合は当日接種可。それ以降に到着予定のフライトの場合は、翌日以降の日時で予約をお願いします。**

（※）10月11日より、日本の水際対策が変更になり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととなりました。ただし、全ての帰国者・

入国者について、国際保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が求められます。水際措置に関する詳細は以下のホームページをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section2

★なお、現在、中国からの入国者に対し、臨時的な水際措置を講じています。詳しくはこちらをご覧ください。

→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

5 ワクチンの接種間隔

(1) 「令和4年秋開始接種」に相当する接種 ※1人1回限り受けることができます。

前回の接種から、下記の一定期間が経過後：

*ファイザーのオミクロン株対応2価ワクチン：3か月以上

*武田のノババックス（1価）：6か月以上

(2) 初回接種（1回目・2回目接種）

ファイザー及び武田（ノババックス）は、原則3週間の間隔をあけて2回接種を受けることになっています。1回目の接種から3週間を超えた場合、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。（例外的に1回目と異なるワクチンを2回目に接種することが認められる場合は、1回目と2回目の接種間隔は**27日以上**必要とされています。）

(3) 小児接種（5歳～11歳）

ア 初回接種

小児用ファイザーは、初回接種では原則3週間の間隔をあけて2回接種を受けることになっています。1回目の接種から間隔が3週間を超えた場合、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。

イ 3回目接種

小児用ファイザーは、3回目接種では、2回目接種から5か月以上の間隔をあける必要があります。

(4) 従来型ワクチンによる3回目接種、4回目接種

(注)

2022年12月1日より、当事業における追加接種に使用されるワクチンのうちファイザーのワクチンについては、1のとおり、オミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5)に変更されています。

なお、オミクロン株対応2価ワクチンによる接種を希望しない場合におかれましては、受付又は予診の際にご相談ください。その際、武田のノババックス（水曜・土曜のみ実施）の接種又はファイザーの従来型1価ワクチンに切り替えることも考えられます。下記はその場合の要件を記載しています。

ア 3回目接種

日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチンである、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、武田（ノババックス）（コボバックスを含む。）、ヤンセンのいずれかのワクチンで初回接種（1回目・2回目接種、ヤンセンの場合は1回接種）を受けた方で、ファイザーの3回目接種を受ける場合は2回目接種（ヤンセンの場合は1回接種）を受けてから3か月以上、ノババックスの3回目接種を受ける場合は2回目接種（ヤンセンの場合は1回接種）を受けてから6か月以上が経過している必要があります。

※「3か月以上」とは、2回目接種を行った日の3か月後の同日から3回目接種が可能になるという趣旨です（例）。ただし、3か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から3回目接種が可能となります。ノババックスを接種する場合の「6か月以上」も考え方は同様です。

（例）9月1日に2回目接種をした場合⇒12月1日から3回目接種可能

イ 4回目接種

日本で薬事承認されている新型コロナウイルス・ワクチンである、ファイザー、モデルナ、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンのいずれかのワクチンで3回目接種（※ヤンセンの場合は2回目接種）を受けてから3か月以上が経過している方

（5）新型コロナウイルス・ワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔について

新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種は可能ですが、インフルエンザワクチン以外のワクチンは新型コロナワクチンと同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0037.html>

6 接種の費用

接種費用については利用者御本人の負担はありません。なお、渡航費・滞在費・国内での移動費用等については利用者御本人の負担となるためご注意ください。（ただし、検疫所が確保する宿泊施設での待機期間中の滞在費等については国の負担となります。）

7 予約について

以下の特設サイトでインターネット予約を受付中です。（特設サイトは、3月31日で閉鎖いたします）

特設サイトURL：<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

※本事業の利用は、インターネットの特設サイトでの事前予約のみ受け付けます。会場での当日申込や電話による予約受付は行いません。また、接種日当日への予約変更は受け付けません。

(1) 接種の予約申請

インターネットの特設サイトを通じて接種予約申請をしてください。予約は接種日の1か月前から通常5労働日前まで可能です。

なお、3月で本事業が終了することに鑑み、各会場の最終日のみ、以下の時間まで予約が可能です。

3月27日(月) 成田第一ターミナル会場→3月22日(水) 23時59分に予約締切

3月28日(火) 羽田会場→3月23日(木) 23時59分に予約締切

3月29日(水) 最終日の成田第二ターミナル会場→3月26日(日) 23時59分に予約締切
予約のキャンセルは接種日の前日まで同サイトを通じて可能です。フライト遅延や体調不良等で接種当日にキャンセルされる場合は、コールセンター(日本国内からかける場合: 03-6633-3237(有料)、海外からかける場合: (+81) 50-5806-2587(有料) 又はSkyPe上で mofa-vaccine-QA@asiahs.com (無料)) へご連絡ください。

(2) 予約完了

予約番号とパスワードが記載された予約完了メールが送付されます。予約内容の照会や変更、キャンセルにはこの番号かログインが必要です。また、予約日直前に予約番号、予約日時、予約場所等について記載されたリマインドメールが送付されます。当日持参するものも記載されていますので、必ず内容をご確認ください。

なお、予約申請いただいた内容を確認した上で、不明な点等についてはメール等を通じて確認する可能性があります。その上で、本事業の対象とならないことが確認された場合には、予約は取消となり、その旨メールでご連絡します。

予診票、接種記録書は以下からダウンロードのうえ、事前記入したものを接種当日お持ちください。

※予診票は接種時にそれぞれ新規で記入して持参してください。接種記録書も接種時に持参していただく必要がありますが、1回目・2回目の接種時には同じものを持参していただくことになります。

予診票

(ファイザー、小児用ファイザー接種用) [予診票のフォーマット](#)

(ノババックス接種用) [予診票のフォーマット](#)

接種記録書

(1回目・2回目接種用) [接種記録書のフォーマット](#)

(3・4・5回目接種用) [接種記録書のフォーマット](#)

※接種日が新型コロナウイルス感染陽性者の療養期間中又は濃厚接触者の健康観察期間中に当たる場合は、ワクチン接種を受けることができませんので、予約の変更又はキャンセルをお願いします。また、接種日当日に体調不良の場合は、接種を見合わせていただくとともに、来場は自粛いただきますようお願いいたします。なお、コールセンターで予約変更を受け付けますので、その旨お申し出ください。

(3) 予約変更

予約後、都合により予約日程を変更する場合には、既に予約済みの場合に限り特設サイトからご自身で予約変更することができます。手続き詳細は予約完了時に送付される予約完了メールを参照ください。

8 空港到着から接種までの流れ

概要は[こちら](#)をご覧ください。

○本事業によるワクチン接種を受ける場合、日本入国に際しては現行の検疫措置が適用されます。

【検疫所が確保する宿泊施設での待機がない方】

○自宅等での待機が求められている場合、到着当日から接種が可能です（※）。

10月11日より、日本の水際対策が変更になり、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととなりました。ただし、全ての帰国者・入国者について、国際保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が求められます。水際措置に関する詳細は以下のホームページをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section2

★現在、中国からの入国者に対し、臨時的な水際措置を講じています。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

この水際措置により、開場時間(17時まで)に間に合わない事が判明した場合には翌開場日以降に予約振替を行いますので、コールセンターまでご連絡ください。

※年末年始期は特に混雑しており、希望日に振り替えられない可能性があります。また、当日17時までにご連絡ない場合はキャンセルとして取り扱い、自身で再度予約を新規に取得して頂く必要がありますのでご注意ください。

※7（3）にてご案内のとおり、入国の各手続きの通過に長時間を要するケースもあることから、到着日に接種を希望される場合には以下の時間を目安に予約を行ってください。

水際対策で有効と認められるワクチン接種証明書又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書（※）のいずれかをお持ちの方

→**一定刻の到着時刻が午後2時までの場合は当日接種可。それ以降に到着予定のフライトの場合は、翌日以降の日時で予約をお願いします。**

○日本入国直後に行った3回目の接種は、当該入国時の緩和措置の対象となる接種としてはカウントされません（次回入国から適用となります）のでご注意ください。

○待機期間中は、自宅等で過ごしていただく必要がありますが、ご自身で待機場所・移動手段を確保いただくようお願いします（宿泊代等は自己負担）。近隣宿泊施設の利用状況については[こちら](#)をご確認ください。

【検疫所が指定する施設での待機がある方】

○到着当日に接種を受けることはできません。水際措置に従って検疫所が確保する宿泊施設で待機いただき、当該施設退所日に空港に戻った際や退所日以後の日程で接種を受けていただくことが可能です。（※到着日及び当該待機期間中は接種を受けられません。）

※当該施設からの退所日に空港でのワクチン接種の予約をされている場合で、施設から空港に戻った際に開場時間を過ぎてしまった場合は、予約の再調整をいたしますので、速やかにコールセンターあるいは会場入口の張り紙に記載されている連絡先にご連絡ください。なお、ワクチン接種の予約を理由として、当該施設に翌日以降まで延泊することはできません。

○空港接種の流れ

①空港到着後、検疫、入国手続、荷物の引き取り等を経た後（検疫所が確保する宿泊施設での待機がある方は退所日に空港に戻った後）、予約完了時に送付された接種会場案内に示された会場に向かっ

ていただきます。到着当日以外に接種する場合は、予約時間までに接種会場にお越しください。

※予約時間より早く来場することは混雑につながるためご遠慮ください。

②受付において、

・リマインドメールの予約日、予約会場、予約番号部分（印刷あるいはスクリーンショット等画面での提示）

・パスポート（原本）（本事業を利用したことのある方で、前回使用したパスポートと異なる場合は、可能な限り前回使用したパスポート（前回使用したパスポートについては、顔写真とパスポート番号のある頁のコピーでも可）もお持ちください。）

・記入済みの予診票、接種記録書（メール内のリンク又は10（2）に掲載されているフォーマットをご利用ください。）

※16歳未満の方が接種を受ける場合は、必ず保護者の署名を記入してください。

・（国内で薬事承認されているワクチン、未承認のワクチンを含めた）前回までのすべての新型コロナウイルス・ワクチンの接種が記録されているもの（接種証明書や接種記録カード等）。なお、接種記録や接種証明書が電子化されている場合、QRコードのみの受け付けはできませんので、必ず読み取りが不要で接種情報の内容が確認できるものをお持ちください。

・（小児接種の場合）未就学児の接種履歴を母子健康手帳で管理している場合には、接種当日は可能な限り、母子健康手帳の持参をお願いします。

・（接種証明書を発行希望の場合は）記入済みの接種証明書発行申請書（注：バーラト・バイオテック（コバクシン）を2回接種済みの方で、日本の水際対策の緩和について適用を受ける目的で、本事業で1回目の接種後に接種証明書の発行を希望する場合は、1回分の接種証明書を発行可能）も提示ください。

これらが確認できない場合は、確認に時間を要することや接種をお断りする場合があります。また、予め記入済みの予診票及び接種記録書のお名前等も確認しますので、それらをお持ちでない方は受付で申し出てください。

③予診票に当日の体調等を記入し、内容に不備がないかチェックをします。

④医師の予診を受けます。接種前に明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、必ず予診時にお申し出ください。（時間的余裕がある場合は事前に特設サイトでキャンセルをお願いします。）

⑤ワクチン接種を受けます。

⑥ワクチン接種後は待合室に移動し、経過観察を15～30分行います。体調に異変が起きた場合は、ただちにお近くの係員にお声がけください。

※接種後数日は副反応が出ることがありますので、接種後は余裕を持った渡航計画をお立てください。小児は発熱しやすいことから、特に注意が必要です。

9 接種記録書、接種証明書

(1) 接種記録書

接種を受けた後、接種日、接種場所、接種したワクチンのメーカー、ワクチンのロット番号等が記載された接種記録書が渡されます。今後、接種記録の確認にご利用ください。再交付はできませんので、接種記録書は接種が終わった後も大切に保管してください。初回接種及び小児接種用の接種記録書は2回目接種時にも必要となりますので、忘れずにご持参ください。

(2) 接種証明書 **(※本事業により実施したワクチン接種については、現時点で接種証明書アプリによる接種証明書の発行や二次元コード(QRコード)付接種証明書には対応していません。)**

予防接種法に基づく国内接種と同様に、本事業での被接種者についても、必要な方には、接種の後に外務省に申請いただければ、接種証明書を発行します。接種証明書の発行を希望される方は以下の手順をご確認ください。なお、外務省が接種証明書を発行するのは、外務省事業において接種されたことに関する証明書のみです。自治体での接種等、外務省事業以外での接種については外務省で接種証明書を発行することはできません。

※接種証明書の発行は、基本的に本事業を利用して2回又は3回、4回の接種を行った場合が対象ですが、1回目又は2回目、3回目を居住国にて接種した場合などで本事業を利用して2回目接種のみ、3回目接種のみ、又は4回目接種のみを受け、通算で2回、3回、又は4回接種が完了した場合についても、「当事業において1回分、2回分、又は3回分の接種を受けた」ことを証明する接種証明書を発行します(1回目、2回目、又は3回目となる別事業での接種証明と合算して発行することはできません)。

また、原則として、本事業では1回目・2回目の双方の接種を受けていただくこととなりますが、3月1日より、1回目接種のみの証明書も発行いたします。

なお、バーラト・バイオテック(コバクシン)を2回接種済みの方で、日本の水際措置の緩和について適用を受ける目的で、本事業で1回目の接種後に接種証明書の発行を希望する場合は、1回分の接種証明書を発行します。

※接種証明書は原則としてお一人様一通のみ、それぞれの旅券毎に通ずつ発行することが可能です。

なお、接種会場で受領していない場合や紛失・旅券の更新時には改めて発行しますのでこの方法で申請をお願いします。

それ以外の事由で事後の証明書発給や再発行を希望される場合には申請書内の記載欄に経緯や理由を記載してください。なお、「単なる予備として必要」等の理由では再発行は受け付けられませんのでご了承ください。その場合には申請書類は同封頂く返信用封筒を用いて返送します。

ア 接種会場での発行(接種会場での発行は、羽田空港接種会場は3月28日(火)、成田空港第一ターミナル接種会場は3月27日(月)、成田空港第二ターミナルは3月29日(水)までとなります)

本事業で2回の接種を受ける方、2回目接種のみ受ける方については2回目の接種日に、また3回目以降の接種を受ける方については接種日に、事前記入した申請書(Word / PDF)を接種会場の受付に提出ください。(バーラト・バイオテック(コバクシン)を2回接種済みの方で、本事業で1回目の接種後に接種証明書の発行を希望する場合は、1回分の接種証明書を発行しますので、1回目接

種日に申請書を受付に提出ください。)申請内容を確認したうえで、その場で接種証明書を発行します。空港での証明書発行は接種日当日のみ受け付けています。

イ 事後の郵送での発行

★本事業は3月で終了いたしますが、事後の郵送での接種証明書発行は、外務省にて継続いたします。発行を希望される方は、以下の手順に従って申請ください。

※二次元コード(QRコード)付接種証明書には対応していませんので、二次元コード付への切り替えを目的とした申請はできません。

事後に、日本国内への郵送を希望される方は、以下の書類等を同封の上、以下宛先まで郵送ください。申請内容を確認したうえで、同返信用封筒を用いて接種証明書を郵送します。

送付先：〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 外務省領事局帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種支援室(証明書発給担当)

※切手料金が不足している場合は受領や返信をできませんので、投函前に送付用・返信用それぞれの料金を必ずご確認ください。

(ア) 申請書 (Word / PDF)

※アの当日発行用とは様式が異なります。異なる様式での申請の場合は受理できません。

(イ) パスポートのコピー

※接種時に提示した旅券と異なる旅券で証明書の発行を希望する場合(旅券切替時等)は、本人確認のため接種時に提示した旅券のコピーも併せて提出してください。

(ウ) (外国人のみ) 在留カード/特別永住者証明書のコピー

(エ) 接種情報記載書類のコピー

接種記録書もしくは接種証明書(旅券切替に伴う申請の場合は、旧旅券番号にて発行されたもの)

(オ) 返信用封筒(切手付。料金不足の場合は返送できませんのでご注意ください。)

(カ) (請求者と申請者が異なる場合のみ) 申請者の身分証明書(パスポート、運転免許証等)のコピー

事後に、日本国外での受け取りを希望される方は、送付受付メールアドレス(ryouwa@mofa.go.jp

※@は半角)宛に、希望受け取り先公館(大使館/総領事館)を明記したメールに上記(ア)～

(カ)((オ)を除く)をスキャンしたデータを添付して送付ください(データが大きいと受信できない場合がありますので、特に画像ファイルのサイズにはご注意ください。)。申請内容を確認したうえで、当該申請者の居住地を管轄する在外公館に接種証明書を送付しますので、同在外公館からの連絡を受け、同在外公館にて受領してください。

通常は申請を受理してから国内郵送であれば1週間、在外公館での受け取りであれば3週間程度を目処に交付していますが、郵便事情もあり確約するものではありません。大型連休は、通常よりも事後発行に時間がかかる可能性がありますのでご注意ください。

※2022年12月1日に当事業で発行される証明書の形式が変更されましたが、これまでに発行された旧様式の証明書も引き続き有効となるため、旧様式の証明書をお持ちの方は再発行・切り替えの手続きは必要ありません。

接種証明書サンプル(2021年11月30日までの様式)

[接種証明書サンプル](#)（2021年12月1日～2022年5月26日までの様式）

[接種証明書サンプル](#)（2022年5月27日～2022年11月30日までの様式）

[接種証明書サンプル](#)（2022年12月1日以降）

10 副反応による健康被害救済

本事業でワクチン接種を受けた方に健康被害が生じた場合、当該健康被害が本事業での接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、厚生労働省により**予防接種法のB類疾病の定期接種と同水準の給付が行われます**。なお、本事業による接種が終了する3月末以降であっても、本事業でワクチン接種を受けた方が健康被害を受けた場合、引き続き給付の申請が可能です。本事業での具体的な給付内容は、[こちらの図](#)を参照ください。

健康被害を受けた方は、厚生労働省（日本国内の場合）あるいは居住地を管轄する在外公館（日本国外の場合）に申請書を提出ください。詳細は以下をご確認ください。

0 [実施要綱](#)

0 [実施細則](#)

0 [申請書フォーマット](#)

[別紙1（医療費・医療手当）](#)

[別紙2-\(1\)（受診証明書）](#)

[別紙2-\(2\)（受診証明書）](#)

[別紙3（障害児養育年金）](#)

[別紙4（年金額変更請求書）](#)

[別紙5（障害年金）](#)

[別紙6（遺族年金・一時金）](#)

[別紙7（葬祭料）](#)

[別紙8（診断書）](#)

12 留意事項

（1）帰国時に利用した航空機の到着時間によっては、接種可能時間帯が到来するまでの間、待ち時間が発生します。この間の飲食等も含め必要となるものについては必ず到着前に各自でご用意いただくようお願いします。

（2）接種日や再出国日等の旅程の検討に当たっては、適用される検疫措置や居住地が求める入国規制等について事前によくご確認の上、余裕を持った計画を心がけてください。

（3）予約日に接種を受けられなかった場合に発生する諸費用（フライトの再予約、待機場所と空港の往復費用、追加の滞在費用等）については利用者御本人の負担となるためご注意ください。

（4）厚生労働省の調査によれば、2回目や追加接種の接種後は特に発熱等の副反応の頻度が高くなりますので、居住地へのフライト予約等に際してはお気をつけください。発熱等の副反応により搭乗拒否となった場合も、追加的に発生する諸費用については利用者御本人の負担となるためご注意ください。

その他、よくある質問は[こちら](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

電話●日本国内からかける場合：03-6633-3237（有料）

●海外からかける場合：（+81）50-5806-2587（有料）又はS k y p e上で

mofa-vaccine-QA@asiahs.com（無料）

（月曜～日曜・祝9時～18時（日本時間））

メールアドレス：mofa-vaccine-QA@asiahs.com

- 法的事項

- プライバシー・ポリシー

- ご意見・ご感想

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1  電話（代表）03-3580-3311 法人番号 9000012040001

page TOP